

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局より、説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、地区担当委員の浅野晃市推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推1番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、10月23日に萩野谷利男委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字上畑字大西畑地内にある畑1筆257㎡です。</p> <p>農地の現況ですが、保全管理されています。</p> <p>譲受人は、申請地を取得し農業経営を拡大するために申請されるということです。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、ナス、トマト、カボチャ等を作付けするということです。</p> <p>農機具につきましては、草刈り機を3台、耕うん機を1台所有しています。</p> <p>また、通作に関してですが、徒歩1分以内です。</p> <p>以上のことから、現地調査を行ったところでは、譲受人への所有権移転については、適当であると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況につきましては、浅野晃市推進委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は、飯能市在住の会社役員です。このたび、農業経営を拡大したく申請するものでございます。</p> <p>譲受人の農作業の経験については、6年の経験があります。</p>

また、令和4年に飯能住まい制度農地利用型にて、自宅の隣接地にて農業経営を開始しました。

譲受人からはナス、トマト、カボチャなどの作付け計画が提出されております。

また、通作に関してですが、徒歩1分以内であり、申請人が所有する農地の隣接地ですので問題はありません。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和7年10月6日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する5つについて御説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、草刈り機3台、耕うん機1台所有しています。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた萩野谷利男委員、何かございますか。

2番

特にございません。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。

地区担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

3番

労力総数及び稼働総数が2とご報告がございましたが、どなたでしょうか。

事務局

申請人本人およびその妻です。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長	<p>無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について審議いたします。 事務局より、説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】 説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、地区担当委員の浅野晃市推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推1番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、10月23日に萩野谷利男委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字岩淵字前ヶ貫地内にある畑4筆272.47㎡です。 農地の現況は保全管理されています。 申請人については、大字岩淵地内で新規就農された方と伺っております。</p> <p>今回は、その方が居住する自宅への進入路、農業経営の拡大のための農業用倉庫の増設、そして駐車スペース2台分を確保するために、農地転用許可申請をするものです。</p> <p>また、この転用による周辺農地への影響ですが、特段無いと考えられます。</p> <p>以上、現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。</p>

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。
現地の状況については浅野晃市推進委員の説明のとおりです。
申請人は、現在、大字岩淵地内で居住し、また、農業経営を営んでおります。

また、大字岩淵地内に自宅及び農業用倉庫がありますが、車が通行できる幅員の公道につながる通路がありません。

そして、農業経営の拡大のため、新たな農業機械や冷蔵庫の導入を予定しておりますが、既存の農業用倉庫には格納するスペースがないため、農業用倉庫の新設を計画しています。

その他、申請人が現在所有している軽トラックとトラクターの駐車場所の確保を計画しています。

以上の計画を実現するための土地を探したところ、今回の貸渡人である申請者の祖母が所有する当該申請地が自宅敷地と隣接していることから、条件に合致しました。

そうしたことから、当該申請地を進入路、農業倉庫兼車庫を設け既存の自宅敷地と一体利用したく申請をするものです。

申請年月日は、令和7年10月6日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目の資金調達計画として、造成費、建築費に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請がされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことではないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた萩野谷利男委員、何かございますか。

2番

特にございません。

議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。</p> <p>地区担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
5番	<p>貸渡人と借受人は、親族の関係という解釈でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>そのとおりでございます。</p>
議長	<p>他にご質問ございますでしょうか。</p>
議長	<p>【なしの声あり】</p> <p>無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号農用地利用集積等促進計画（案）について審議いたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第3号農用地利用集積等促進計画（案）について説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>なお、詳細は担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第3号農用地利用集積等促進計画（案）について説明いたします。</p> <p>借受人は、令和5年3月末で2年間の研修期間を経て、明日の農業担い手育成塾を卒業し、同年4月から川崎・下川崎地区にて新規就農者として営農を開始しております。</p> <p>自然栽培をベースとした農法で、麦・大豆のほか少量多品目の露地野菜での経営をしております。</p> <p>販路としては、個人宅への配送やレストランへの卸しです。</p> <p>なお、今回の設定は、農地中間管理事業により、新たに農地を設定し営農拡大するものです。</p>

このような実績からも借受け希望者への農地の貸付は最適であると判断され、農用地利用集積等促進計画（案）が作成されております。

説明は以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。

8 番

借受人の方は、今回の農用地利用集積等促進計画（案）によって、経営面積がどの程度になるのでしょうか。

事務局

約1.3haとなります。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

推7番

念のための確認となりますが、今回の権利設定は使用貸借権ということで、農地の借賃は発生しないということによろしいでしょうか。

事務局

そのとおりでございます。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、承認することといたします。
続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による許可申請の取り下げについて、報告第2号農地法第4条の規定による農地転用届出について、報告第3号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。

【質問なし】

議長

なしとのことですので、次に、その他に移らせて頂きます。
事務局より説明をお願いいたします。

【付議案件4「その他」に記載】

議長

以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

事務局

閉会を大野忠司会長職務代理から申し上げます。

会長職務代理

以上をもちまして、令和7年10月飯能市農業委員会総会を閉会します。